令和5年度事業報告

1. 総 括

令和5年度の協会事業については、令和5年度事業計画に基づき、公益目的事業である「安全輸送を確保するために必要な事業」と「タクシーサービスの向上を確保するために必要な事業」を中心として、事業推進に取り組みました。

なお、昨年5月8日、新型コロナウイルス感染症の感染症法の分類が2類から5類に引き下げられ、それまで講じられてきた各種の政策・措置が見直されたことから、協会本部といたしましても、「個人タクシー事業者における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を廃止するとともに、行政からの情報などが届いた場合は、その都度周知するなどの見直しを行いました。さらに、「マスク着用」を求める運送約款への変更認可を受けている事業者に対し、乗客の「マスク非着用」をもって直ちに乗車拒否することの無いよう注意喚起いたしました。

また、協会本部の会議におけるマスク着用についても個人の判断とし、定時総会終了後の懇親会を3年ぶりに開催いたしました。

支部、会員においても代議員会をはじめとする各種会議、役員研修会、中核リーダー研修会、事業者研修会等の研修会・講習会等について、各団体の実情に合わせた対応を行っています。

「安全輸送を確保するために必要な事業」については、主に「事業用自動車総合安全プラン2025」、「個人タクシー事業における総合安全プラン2025」、「支部総合安全プラン2025」などに積極的に取り組みました。

「タクシーサービスの向上を確保するために必要な事業」については、主に「マスターズ制度の適正運営」、「サービス向上推進運動の実施」、「ユニバーサルドライバー研修(UD研修)の受講促進・履修率向上」などに取り組みました。

その他、個人タクシー業界を取り巻く経営環境に係る諸問題等については、主に、会費の値上げと経費削減、特例新規許可参入枠への対応、インボイス制度、ライドシェア、個人タクシーのUターン・Iターンへの対応等について積極的に取り組みました。

また、本年1月1日、能登半島を震源とする能登半島地震が発生し、石川県をはじめ、

新潟県、富山県、福井県の一部事業者の家屋、所属団体等の事務所等に被害がありました。協会本部より、北陸信越支部、中部支部に見舞金を拠出しております。

令和5年度事業計画の推進においては、各位の特段のご理解、ご協力を賜り感謝申し上げるとともに、下記「2.事業概況」に詳細を記載し令和5年度の事業報告といたします。

2. 事業概況

(1) 安全輸送を確保するために必要な事業

① 「事業用自動車総合安全プラン2025」、「個人タクシー事業における総合安全プラン2025」、「支部総合安全プラン2025」の積極的取り組み

「事業用自動車総合安全プラン2025」から追加設定された「重傷者数」「出会い頭衝突事故件数」を含めた事故削減目標値と目標達成に向けて当面講ずべき施策を策定し取り組んでいます。支部・会員・所属団体においても令和7年における事故等削減目標達成に向け、引き続き地域実態に照らしたきめ細かな施策に積極的に取り組んでいます。

昨年10月5日に開催された安全・サービス委員会において、各支部から選出された委員に、個人タクシー全体及び各地域の事故等削減目標の達成状況を示すとともに、支部、地域において取り組んだ施策等についてフォローアップを行いました。

また、「個人タクシー事業における総合安全プラン2025」の施策のうち、新型コロナウイルス感染症に係る施策については、ガイドラインの廃止や国の政策の転換に伴い、昨年10月23日の第6回正副会長会議において一部を改正し各団体に周知いたしました。

② 高齢事業者等の安全講習会の実施

各団体が事業者研修会において高齢事業者対象の講習内容も取り入れるなどの対応を行ってきました。また、地域によっては高齢タクシードライバー向けの交通安全教室において実技講習を受講させるなどの取り組みを行いました。

③ 健康管理・運転適性チェックの徹底

健康起因事故防止策の一環として協会本部において(一社)運転従事者脳MRI 健診支援機構を紹介し、脳MRI健診の受診促進策を講じるよう求めています。一 部の団体では独自に補助金の支給を行うなど積極的に取り組んでいます。 会員、所属団体等においては、労働安全衛生法に定める健康診断の確実な受診に 取り組んでまいりました。また、地域の実情に合わせ健康管理、運転適性チェック の講習や事務所内の掲示等の対応を行ってまいりました。

④ 安全運行指導員制度の適正運営

安全運行指導員の認定・登録・管理等を適正に行いました。安全運行指導員の新規認定者に対して「安全運行指導員:活動マニュアル」を送付し、安全運行指導員制度の再確認(周知)と協力をお願いしました。なお、「個人タクシー事業における総合安全プラン2025」の一部改正に伴い「安全運行指導員:活動マニュアル」も一部改正しています。

⑤ 安全運行指導員の積極活用

各団体での事故防止講習会、安全講習会等に積極的に参加するとともに、講習会 運営に協力しました。また、日常営業において接する事業者に対して、安全運転・ 事故防止に関する情報提供及び情報収集を行いました。

⑥ 「安全運行指導員だより」の作成・発行

本年3月、「安全運行指導員だより」第21号を発行し、令和5年の交通事故発生状況、死者数及び負傷者数の推移と特徴等について周知しました。また、高齢運転者による死亡事故件数の推移、携帯電話等使用による死亡・重傷事故件数の推移、電動キックボード関連の交通事故状況について情報提供し、注意喚起を行いました。

⑦ 交通安全運動の実施

昨年9月、10月の2ヵ月間にわたって実施しました。他車両のみならず、歩行者、自転車等を含めたすべてが交通パートナーであり、譲りあうことをアピールしたポスターと、二日酔い等による飲酒運転の撲滅とアルコールチェック、人身事故を起こしてしまった場合の処置を記載したビラを作成・配付し参加意識の高揚に努めました。

⑧ 交通安全運動優秀団体の表彰

第11回定時総会の席上において、一昨年9月、10月の2ヵ月間実施した交通 安全運動における成績優秀団体計40団体の表彰を行いました。

(2) タクシーサービスの向上を確保するために必要な事業

① マスターズ制度の適正運営

制度参加者の管理、参加状況の集約・分析を行うとともに、本協会、支部、会員、所属団体それぞれにおいて、マスター認定申請における認定条件との照合及び添付書類の精査を行うなど、適正運営を図りました。マスター認定に係るスキルアップ研修については各団体において、適宜研修を行っています。この結果、昨年11月22日のマスター認定委員会において約1万5千8百名がマスターに認定されました。

なお、本年3月26日の第30回定例理事会において優良個人タクシー事業者認 定規程の一部改正を行い、優良タクシー乗り場等の入構条件にマスターであること が掲げられている場合、会員団体長の許諾申請により新規加入事業者に対し一定の 条件のもと会長が「マスター」の表示を許諾できることとしました。

② 中核リーダーの積極活用

支部において、中核リーダーを通じ、各事業者にマスターズ制度をはじめ、接客 サービス等に対する必要な情報提供を適宜適切に行っています。

③ 役員研修会・中核リーダー研修会の検討・実施

本協会の役員研修会は、第11回定時総会と同日に開催し、国土交通省自動車局 旅客課のタクシー事業活性化調整官に「タクシーに関する取組について」と題し講 演していただきました。その他各団体において適宜役員研修会を実施しました。

中核リーダー研修会については、本協会から送付した研修会資料の活用を含め、 支部独自の研修内容により中核リーダー研修会を開催し、中核リーダーの資質の維 持向上を図っています。

④ ユニバーサルドライバー研修 (UD研修) の受講促進・履修率向上

支部、会員等において、UD研修講師の資格を取得している役職員が一般財団法 人・全国福祉輸送サービス協会(全福協)より交付される研修終了証の対象となる UD研修を実施しました。

昨年4月、各支部に対し「UD研修取り組み状況調査」を実施し、報告書にまとめ同10月、各支部へ配付しました。

また、本協会としてUD研修実施のために必要不可欠な講師の養成を図るため、 (一財) 全福協の「ユニバーサルドライバー研修講師養成講座」の受講事業者に対 して、引き続き当該受講料等の支援措置を行いました。

⑤ サービス向上推進運動の実施

「個人タクシー中期取組計画」の重点目標に基づき、①安全輸送 ②サービス向上 ③適正化高度化 ④相互扶助等を掲げ、昨年12月1日から本年1月31日まで2ヵ月間実施いたしました。会員団体・支部より提出された報告書を集計し、「個人タクシー中期取組計画」の取り組み状況を確認するとともに、「サービス向上推進運動結果報告書(令和5年度)」を作成して、各支部あて配付しました。

⑥ 営業適正化指導の積極推進

支部、会員、所属団体等において、定期的に街頭指導を行うとともに、営業適正化指導について実施内容の充実・強化を検討しております。

(7) 期限更新時講習会の実施

支部、会員等において、期限更新者講習会について実施内容の充実等を図り実施しております。

(8) 支部、会員が行う試験講習会の内容充実

主に試験問題への対応に取り組みました。昨年7月、同11月、本年3月に各運輸局で実施された試験について、当該試験問題を各支部へ送付し迅速な情報提供に努めたほか、出題問題を法令ごとに分類した「各運輸局の法令問題出題傾向」を作成し、支部を通じて各地区試験講習会の参考に供しました。

⑨ 「苦情相談窓口」の充実・強化、苦情・忘れ物等への適切な対応

支部、会員等において、「苦情相談窓口」の設置と担当者を配置し、苦情・忘れ物等に対する適切な対応の徹底を図りました。また、協会本部に届く苦情、忘れ物等の問い合わせについては、会員、所属団体等と連携して適切に対応しました。

(3) 事業推進を確保するために必要な適正化高度化事業

① アプリ配車の推進

一部で予定していた導入が進まなかった地域もありましたが、各地で増加傾向が みられ、前年度比6ポイント増加いたしました。

② クレジットカード等決済端末機の導入促進

クレジットカード決済、交通系 I C、電子マネーについては、順調に増加しており、特に東北支部では交通系 I Cが前年度比19ポイント増加となっています。

③ 訪日外国人の利用促進

昨年5月、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたこと等から、インバウンドが増えています。今後のさらなる利用促進が期待されます。なお、多言語対応については、特に東北支部で前年度比19ポイント、北陸信越支部で前年度比39ポイントなど顕著な増加となっています。

④ 観光タクシーの普及促進

昨年5月、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたこと、インバウンドの回復、円安等から観光客が増えています。今後の利用促進が期待されます。

⑤ ASV機能装着車の導入促進

車両代替え等によりASV機能装着車は徐々に増えています。事業者減少による 車両数減少のなか、前年度比1ポイントの微増となっています。

(4) 事業者の相互扶助等を図るために必要な事業

① 特例許可参入枠充足・譲渡譲受円滑化による事業者確保

譲渡できる年齢であっても病気や家庭の事情等により、やむを得ず一般廃業となる事業者が多くいること、また、供給源となる法人タクシー乗務員の減少等もあり譲受者がいない地域が多く、各団体の役員は譲渡譲受のマッチングに苦慮している状況であります。さらに令和4年度から特例許可の参入が始まり、4年度の繰り越しを含め467件の総参入枠が公示されました。昨年9月の申請者数は137件で、東京をはじめ多くの地域で参入枠を満たすことはできませんでした。

各団体において、許可期限延長の適用をはじめ、同一営業区域の団体間における情報交換や連携強化を行うとともに、「個人タクシー募集・タクシー乗務員募集」の車内リーフレットの掲出、死亡後譲渡譲受の申請期限緩和、地理試験免除要件である「タクシー・ハイヤー運転者の継続」の離職期間緩和等の情報提供を通じて個人タクシー希望者の掘り起こしを図りましたが、譲渡譲受を優先しつつ、参入枠を埋めることができず、大きな課題となっています。なお、本年5月1日、通達改正により地理試験が廃止され、4月1日以降の申請受付に遡及して適用されました。

② 災害時緊急輸送業務の協定

すでに多くの地域で地方自治体若しくは警察等と災害時緊急輸送業務の協定を行っています。また、協定締結に向け検討している団体もあります。

③ 法人タクシー・個人タクシーの連携

タクシー乗務員確保のため「タクシー乗務員募集しています」の車内リーフレット掲出を引き続き全車にお願いしながら、各地では法人タクシー会社と情報交換を行っています。なお、「自家用車活用事業」、6月から議論が進められる「タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業に係る法整備」に係る連携については、今後の課題となっています。

④ 廃業餞別金制度の適正運営

廃業餞別金の給付事務について、各団体の担当者と連絡を取り合いつつ、支部・ 会員・所属団体に対して、確定事業者数、一人月額拠出金額、餞別金対象者数、拠 出単価別の廃業者数を記した「共済事務(餞別金及び特別弔慰金)の月次報告」を 行い、適正に処理しました。

(5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

① 個人タクシーが抱える課題解決に向けた取組パッケージの積極推進

令和4年度から開始された特例新規許可は、昨年4月、前年度の繰越数を含め全国で467名の参入枠が公示されました。これに対し申請者数は137名で、大阪、神戸、下関、熊本の各交通圏では参入枠を上回る申請者がいましたが、その他の多くの地域では、参入枠が次年度に繰り越されることになりました。なお、特例許可を受けた数名が、本協会傘下の団体に所属せず、法人タクシー会社の提携個人タクシーとして営業を行っているとの報道があります。

また、本年4月、従来のコロナ禍対策による参入枠、6年度からの高齢化対策による参入枠及び5年度残余の繰り越し分を合わせ全国で896名の参入枠が公示されました。各地域においては個人タクシー希望者の掘り起こしを図っていますが、供給源となる法人タクシーにおいても人員不足に悩まされており、譲渡譲受を優先しつつ、参入枠をできうる限り埋めることが今後の大きな課題となっています。

組織のスリム化、協同組合の運営の効率化については、組合員の減少から解散、合併等が議論されております。令和4年1月以降、協会会員では群馬県個人タクシー協会が最後の1名の廃業により解散し48会員となりました。また、会員に所属する団体(所属団体)では前述の群馬のほか、広島で3団体、福岡、名古屋で1団体ずつが解散となり131団体となりました。さらに、所属団体内において構成されている支部等の団体(構成団体)では、東京で解散8件、合併1件、愛知で合併4件、大阪で解散7件、合併3件、発足3件、京都で解散1件、合併2件となって

います。

利便性の向上等については、大都市においてキャッシュレス機器、配車アプリの 導入が進んでいます。その他の地域においても導入が進みつつあります。

② 個人タクシー中期取組計画の積極推進

「安全輸送」「サービス向上」「適正化・高度化」「相互扶助等」を掲げ、各団体に積極的に取り組むよう引き続き要請しています。また、「適正化・高度化」に係る検証として、昨年3月末日現在の配車アプリや決済端末機、多言語対応、AS V装備等の車両設備の調査を行いました。各設備とも全体として装着車両は増加していますが、なお一層の装着が望まれます。

③ タクシー事業、営業環境に係る諸問題への対応

昨年10月1日より実施されたインボイス制度は、各地域・団体において講習会の開催や役員が事業者への個別説明等を行った結果、10月1日現在、全個協傘下事業者の96.5%が適格請求書発行事業者の登録を済ましておりインボイスに対応しています。インボイス制度開始にあたり、利用者からの問い合わせ、苦情等については特段協会本部には届いておりません。

法人タクシーではコロナ禍のタクシー需要の低下などで離職者が増え、乗務員が コロナ禍前から約20%減少したと言われています。一方、コロナ禍から社会・経 済活動が徐々に回復し、また、インバウンドの増加等もありタクシー需要が拡大し てタクシー不足が叫ばれるようになりました。菅前首相のライドシェア導入に関す る発言や、岸田首相の「地域の交通の担い手不足や移動の足の不足といった深刻な 社会問題に対応しつつ、ライドシェアの課題に取り組む」と言及した臨時国会での 所信表明演説もあり、デジタル行財政改革会議等において検討されました。その結 果、昨年12月の中間とりまとめにおいてタクシー事業者が運送主体となって、地 域の自家用車・ドライバーを活用し、タクシーが不足する分の運送サービスを供給 する制度の創設が決定されました。パブリックコメントの募集を経て、本年3月2 9日、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・ 一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」の通達が発出 され、タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、タクシー事業者の管理の 下、自家用車活用事業が開始されることとなりました。本年4月には、東京特別区・ 武三、京浜、名古屋、京都で開始され、5月以降には、札幌、仙台、県南中央(埼 玉)、千葉、大阪、神戸、広島、福岡で順次開始されます。

また、自家用車活用事業の具体的な検証が始まらないなか、政府内において「タ

クシー事業者以外の者が行うライドシェア事業に係る法整備」の議論が進められる ことになっています。このライドシェア導入については、協会本部として、全タク 連と連携しつつ、また、個人タクシーを応援する議員連盟の協力を得ながら導入に 反対するとともに、今後の成り行きに注目していきます。

昨年5月、国土交通省が設置した「ラストワンマイル・モビリティ/自動車DX・ GXに関する検討会」において、「地方部にUターン等した個人タクシー事業の経 験者活用」の提言がなされました。協会本部では国土交通省の旅客課と意見交換を 行うとともに、パブリックコメントの募集に際し細部にわたる確認事項を含め意見 を提出しております。昨年12月28日、「個人タクシー事業の申請に対する処分に 関する処理方針」等の改正通達が発出され、「人口が概ね30万人以上の都市を含 まない営業区域等における許可」が新設され、申請日現在の年齢が80歳未満、申 請日以前に1年以上の個人タクシー経験、年齢区分に応じ法人タクシー事業者によ る運行管理体制の整備や個人タクシー事業者団体による連絡体制の構築等の要件が 定められました。また、譲渡譲受に関し定年制のない譲渡人に対する年齢要件を8 0歳未満まで引き上げるとともに、譲渡人が75歳以上80歳未満の場合は譲受人 が60歳未満であることの若返り策も追加されました。協会本部においてUターン 等異動の希望者を調査したところ、本年4月末現在20名の希望がありました。本 年3月の支部代表者会議においては、所属団体(事業協同組合)の地区以外の新た な地域に異動する事業者における加入や会費に関する考え方等について情報共有、 意見交換を行いました。なお、事業計画変更によって異動する事業者の廃業餞別金 の取り扱い等について規程の一部改正を検討しております。

④ 個人タクシー実務必携(令和6年度版)の製作協力及び監修

令和6年度版の発行(令和6年5月1日付)に向けて、官報等による関係法令改正の有無の確認のほか、使い勝手も含めて掲載内容の見直しを行い、監修しました。また、各所属団体、支部からの注文を取りまとめて本協会で一括発注した結果、昨年同様、発行部数は2,000部、税込価格1,500円となりました。

⑤ 機関紙の作成・発行

昨年9月、本年1月に機関紙「全個協」を発行し、主に第11回定時総会、会費値上げ、定款の一部改正、役員研修会、飲酒運転への注意喚起、支部代表者会議、インボイス制度登録状況調査、「人口が概ね30万人以上の都市を含まない営業区域等」での個人タクシーの許可、譲渡人の要件緩和などを取り上げ、事業者に周知を図ってきました。

⑥ 冊子・ホームページ等による業界組織・事業の情報提供とPR活動

ホームページを定期的に更新し、最新のデータを掲載するとともに、特に四季に 応じた支部サイトの観光情報の充実、地域情報へのサポート充実を図りました。

全個協ホームページからの観光個人タクシーの予約等については、本年度23件 の問い合わせがありました。

(7) 個人タクシー事業関連調査の実施、情報収集と研究

事業者数・年齢構成などの基礎項目のほか、輸送実績、定額や遠距離・障害者・ 高齢者割引等の運賃、交通事故発生状況、ユニバーサルドライバー研修の取り組み 状況などの調査を実施しました。また、アプリ配車、クレジットカード決済端末機、 多言語対応、ASV機能装備等の導入状況、インボイスの登録状況について調査を 行いました。

⑧ 「数字でみる個人タクシー」の作成・発行

本年2月に、個人タクシー事業に関する各種調査結果等をとりまとめた冊子「令和5年度版:数字でみる個人タクシー」を作成・発行し、支部・会員に配付しました。

⑨ 表彰規程による表彰、国土交通大臣表彰等の推薦事務・受賞者に対する顕彰 第11回定時総会の席上において、表彰規程による団体功労、永年勤続功労事業 者、マスター功労の表彰を行いました。

令和5年度春の褒章、国土交通大臣表彰を受賞した次の諸氏に対して、協会より 記念品を贈りその栄誉を讃えました。

◇ 黄綬褒章(敬称略)

伝達式:令和5年5月15日

大澤 正利(札 幌)

◇ 国土交通省・自動車関係功労者大臣表彰(敬称略)

伝達式:令和5年10月27日

安部 明朗(宮城) 片野 浩一(宮城) 村松 一夫(岩手)

伊藤 秀雄(新 潟) 芝西 一夫(石 川) 阿部 好美(東 京)

内田 雅彦(東京) 中山 誠(神奈川) 井戸 昭仁(埼玉)

沖 啓志(兵庫) 阿部 重雄(徳島)

◇ 交通栄誉章(敬称略)

表彰式:令和6年1月17日

(優良運転者:緑十字金章)

上田 守人(千 葉)

(優良運転者:緑十字銀章)

小國 成二郎 (岩 手)

⑩ 協会諸規程並びに関係事務の整備

協会組織の整備・スリム化の一環として、昨年3月23日の第28回定例理事会に引き続き同7月27日の第11回定時総会において会費徴収規程、定款の一部改正を行いました。また、本年3月26日の第30回定例理事会において優良個人タクシー事業者認定規程の一部改正を行いました。

① 本部・支部事務局の連携

本部・支部の事務局間においては常時、電話・メール等により事務処理の細部について連絡し合い連携を図っています。

3. 事業者数現況

(1)全個協事業者数

○ 令和6年4月30日現在:23,338人

全個協事業者数の推移(5年間)各年4月30日現在

年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
事業者数	28,582人	27, 175人	26,049人	24, 483人	23, 338人
前年同日比	-1,171人	-1,407人	-1,126人	-1,566人	-1,145人

(2) 許可事業者数 (運輸局調べ)

○ 令和6年4月30日現在:25,588人

許可事業者数・全個協未加入事業者数の推移(5年間)各年4月30日現在

年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
許可事業者数	30,972人	29,563人	28, 298人	26,788人	25,588人
前年同日比	-1,268人	-1,409人	-1,265人	-1,510人	-1,200人
未加入事業者数	2,390人	2,388人	2,249人	2,305人	2,250人
前年同日比	-97人	-2人	-139人	56人	-55人